

令和3年第3回定例会

(第5日)

令和3年9月24日

令和3年第3回平川市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程（第5号）令和3年9月24日（金）

- 第1 議案第76号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第79号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第80号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第81号 平川市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第83号 令和3年度平川市一般会計補正予算（第5号）案
議案第91号 令和3年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第2号）案
議案第92号 令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第93号 令和3年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第2号）案
議案第94号 令和3年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第95号 令和3年度平川市小杉・四ツ屋・石畑財産区一般会計予算案
- 第2 議案第78号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第82号 市道路線の認定について
議案第88号 令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）案
議案第89号 令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第90号 令和3年度平川市下水道事業会計補正予算（第1号）案
- 第3 議案第77号 平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
議案第84号 令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第85号 令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第86号 令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案
議案第87号 令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 第4 議案第96号 令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第97号 令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第98号 令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第99号 令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第100号 令和2年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第101号 令和2年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第102号 令和2年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第103号 令和2年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
議案第104号 令和2年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決

算認定について

- 議案第 105 号 令和 2 年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 106 号 令和 2 年度平川市新屋財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 107 号 令和 2 年度平川市町居財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 108 号 令和 2 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109 号 令和 2 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 110 号 令和 2 年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111 号 令和 2 年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 令和 2 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113 号 令和 2 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 114 号 令和 2 年度平川市新尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 115 号 令和 2 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 116 号 令和 2 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 117 号 令和 2 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 118 号 令和 2 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 119 号 令和 2 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 120 号 令和 2 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議員提出議案第 3 号 令和 3 年産米価下落対策に係る意見書の提出について
- 第 6 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について
閉会中における議会改革特別委員会の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西勇人
2番 山谷洋朗
3番 中畑一二美
4番 石田隆芳
5番 工藤貴弘
6番 工藤秀一
7番 福士稔
8番 長内秀樹
9番 佐藤保
10番 山田忠利
11番 大澤敏彦
12番 原田淳
13番 桑田公憲
14番 齋藤剛
15番 工藤竹雄
16番 齋藤律子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市長	長尾忠行
副市長	古川洋文
教育長	須々田孝聖
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会長	今井龍美
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	對馬謙二
総務部総務課長	佐藤崇
企画財政部長	西谷司
市民生活部長	欠
健康福祉部長	工藤伸吾
尾上総合支所長	工藤敢司
経済部長	對馬一俊
建設部長	原田茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤茂樹
教育委員会事務局長	三上裕樹
平川診療所事務長	宮川厚
会計管理者	三上庚也

農業委員会事務局長	小 野 生 子
選挙管理委員会事務局長	今 井 匡 己
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小田桐 農夫吉
次 長 補 佐	小田桐 功 幸
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	對 馬 賢 也

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は音の出ないような操作をお願いします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため本会議場の扉を開放し、密閉空間とならないようにしております。

なお、会議中は常に、マスクの着用をお願いします。

市民生活部長について、本日欠席する旨、市長より報告がありました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した10件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

（総務企画常任委員会委員長登壇）

○総務企画常任委員会委員長（工藤貴弘議員） おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月3日の本会議において付託された議案審査のため、9月9日、第4会議室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には廣瀬陽史を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、予算案1件、補正予算案5件、その他3件、計10件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第76号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、葛川地区浄水場の工事の経緯について質問があり、葛川支所長より、水位計が故障し断水を招く事態が予想されることから、緊急に通報装置の更新に対応した旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、辺地対策事業債の予定額の割合について質問があり、企画財政部長より、簡易水道事業は収益事業であるため、辺地債の充当率は、通常の2分の1となる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号平川市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、計画に記述されている医療の確保について質問があり、企画財政部長より、碓ヶ関地域の固有の事情のみならず、平川市全体の医療体制の実情を記載した計画である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号令和3年度平川市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、保育所等ICT化推進事業費補助金への申請について質問があり、子育て健康課長より、保育に関する計画、保育園児の記録についてのシステムについて申請があった旨の答弁がありました。

また、委員より、津根川森牧野避難舎改修工事について質問があり、農林課長より、外壁の損傷により大規模な補修工事が必要となった旨の答弁がありました。

また、委員より、施設管理等委託料について質問があり、総務課長より、新屋町会の集会所に防災無線の放送設備を設置する作業の委託料である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号令和3年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、伐採補償料の積算方法と地役権について質問があり、総務部長より、木の直径と種類に基づき東北電力が算定し、地役権については、電線を通す段階で地役権に関する契約を東北電力と財産区が締結し、補償料が支払われている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号令和3年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号令和3年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号令和3年度平川市小杉・四ツ屋・石畑財産区一般会計予算案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和3年9月24日、総務企画常任委員会委員長、工藤貴弘。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。
委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。
これより、総務企画常任委員会に付託した議案10件について、一括採決します。
委員長報告は、いずれも原案可決です。
委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。
よって、ただいまの10件については委員長報告のとおり可決されました。
日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。
建設経済常任委員会に付託した5件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員会委員長、登壇願います。
（建設経済常任委員会委員長登壇）

○建設経済常任委員会委員長（石田隆芳議員） 改めまして、おはようございます。
建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。
当委員会は、去る9月3日の本会議において付託された議案審査のため、9月9日、第1委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。
議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には稲葉佑太を採用しました。
当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、補正予算案3件、その他1件、計5件でございました。

なお、提案理由につきましては、各議案とも本会議で説明がありましたので、省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。
議案第78号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。
これに対し委員より、条例改正に係る本市への影響について質問があり、経済部長より、立地企業側の要件に係る条例改正であるため、本市への影響はない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。
次に、議案第82号市道路線の認定についてを議題といたしました。
これに対し委員より、開発に伴って整備された道路について認定することは異論ない

が、これまで認定を受けていたからといって、車も進入できない2.3メートルの道路について、認定することは疑問があるといった意見がありました。

おおむね、以上の意見が述べられた後、当案件は挙手採決の結果、賛成者少数で否決されました。

次に、議案第88号令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、一般会計繰入金から市債に振り替える理由について質問があり、企画財政課長より、辺地債の総合整備計画が完成したことから、交付税措置のある起債を充てることとした旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、人事異動があった時点で人件費は確定しているのではないかと質問があり、上下水道課長より、人事異動後に発生した事情により補正を要することとなった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号令和3年度平川市下水道事業会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、償還金の返済計画について質問があり、上下水道課長より、償還金については年度ごとに額が決まっており、計画的に執行している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和3年9月24日、建設経済常任委員会委員長、石田隆芳。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

初めに、委員会で否決となりました議案第82号市道路線の認定についてを議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過と結果に対してであります。

委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

御質疑ありませんか。

長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 委員長報告で、賛成者少数で否決という報告がございました。その否決の内容について、分かっている範囲内でお答えを頂きたいと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 建設経済常任委員会委員長。

○建設経済常任委員会委員長（石田隆芳議員） 3対1の否決多数でありました。

○議長（桑田公憲議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

原案に賛成の討論の通告がありますので、12番、原田 淳議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○12番（原田 淳議員） 議案第82号市道路線の認定について、賛成の立場から討論いたします。

当市の市道路線については、合併当時に、旧3町村の路線の認定状況を踏まえ、改良済みの道路ばかりではなく、未改良のものや道路幅員が狭いものも含め、議会の議決を経て認定されたものと認識しております。

本認定案については、令和2年12月議会、議案第149号市道路線の廃止についてで、新設される宅地開発区域内の道路に、幅員の狭い既存市道の一部を加え、再編成するために廃止された路線の再認定であり、路線全体を新たな市道として認定するものではありません。

既に認定されている幅員の狭い一路線のうち、部分的な改良工事を行うことによって、路線の再認定ができないのであれば、過去において路線の認定を議決した経緯はもとより、今後の宅地開発や道路行政にも影響を与えるものになると懸念されます。

これらを踏まえ、令和2年12月議会での廃止は、宅地開発により、既存市道の起点の位置が変更されるため、道路法に基づき、路線の再編成を目的としたもので、廃道にすることを目的とはしていないこと、また、開発区域に含まれていない既存市道の一部は、認定されていた12月議会での廃止前から、道路の性格が変わったものではないこと、さらに、開発区域内の新設道路は、開発の許可基準を満たした改良済みの道路であることから、本認定案に賛成するものであります。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に反対の討論の通告がありますので、15番、工藤竹雄議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第82号市道路線の認定について、反対の立場で討論を行います。

審査については、提出議案のみで、参考とすべき書類等は一切なく、活発な質疑応答でありました。現状については、車止め、高さ0.8メートル、幅1.2メートルの設置により、開発道路と既存道の高低差が0.5メートル以上あり、このことから分断された交通網である。また、開発道の側溝が館山堰の集水ますに接続、蓋はありません。

さらに農業用排水路が既存道を横断し、館山堰に接続していることなどから、大きな問題点が認められる。まず既存道の安全対策、凹凸道を整地整備し、境界線、幅員と延長距離等の確立であります。果たして公道として該当するのか。さらに開発道のみ市道認定が可能なのか。一般的には、起点と終点が直通する交通体系であることで、主要道路に接続すべきことが条件なのか意見を添えて、以上のことから将来像及び諸問題等も含み、格上げ認定される議案第82号について、反対するものである。議員各位の御賛同いただけますよう、心から願っています。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第82号市道路線の認定について採決します。

この採決は、起立により採決します。
委員長報告は原案否決であります。
したがって、原案について採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長(桑田公憲議員) 起立多数です。
よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。
次に議案第82号を除く、議案4件を一括議題とします。
会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。
討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。
これより、建設経済常任委員会に付託した議案第82号を除く、議案4件について、一括採決します。
委員長報告は、いずれも原案可決です。
委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。
よって、ただいまの4件については委員長報告のとおり可決されました。
日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。
教育民生常任委員会に付託した5件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
教育民生常任委員会委員長、登壇願います。
(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長(原田 淳議員) 改めて、おはようございます。
教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。
当委員会は、去る9月3日の本会議において付託された議案等審査のため、9月9日、第3委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。
議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中嶋秀一を採用しました。
当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、補正予算案4件、計5件でございました。
なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第77号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、なぜ今改正となるのか質問があり、健康福祉部長より、令和2年4月1日施行となった所得税法の改正に関係するものという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、給与費明細書について人員が増えているのに、なぜ給料が減額になるのか質問があり、平川診療所事務長より、増員となったのは会計年度任用職員であり、正職員については、葛川診療所等で職員の給料が減額となったためであるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和3年9月24日、教育民生常任委員会委員長、原田 淳。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。

委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した議案5件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの5件については委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、決算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。

決算特別委員会に付託した25件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、登壇願います。

(決算特別委員会委員長登壇)

○決算特別委員会委員長(齋藤 剛議員) 改めまして、おはようございます。

本定例会において、決算特別委員会に付託されました議案25件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

9月3日、議員全員をもって決算特別委員会が組織され、私が委員長に、副委員長には長内秀樹委員が選任され、9月16日、17日、21日の3日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議員全員による特別委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第96号令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第97号令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての2件は、反対討論があり、起立採決の結果、起立多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第98号令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、異議がありましたので、起立採決の結果、起立多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第99号令和2年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第103号令和2年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件については、異議がなく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第104号令和2年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、異議がなく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第105号令和2年度平川市下水道事業会計決算認定についてから、議案第120号令和2年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定についてまでの16件については、異議がなく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会の報告を終わります。

令和3年9月24日、決算特別委員会委員長、齋藤 剛。

(決算特別委員会委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 決算特別委員会委員長報告は終わりました。

決算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略します。

まず、討論の通告がありました議案第96号から議案第98号の3件について、1件ずつ議題とします。

議案第96号令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第96号令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

歳入決算額221億5971万9,000円、歳出決算額213億4,932万7,000円で、歳入歳出差引額8億1,039万2,000円、翌年度への繰越し財源が2億5,170万7,000円であることから、これを差引き実質収支額は5億5,868万5,000円になると述べています。そのうち財政調整基金に5億円を積立てし、残額の5,868万5,000円を翌年度へ繰り越すものとなっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、大幅な減収が見込まれた令和2年度の地方税収は、政府の減収補填債や地方税の猶予特例債などの資金繰り対策や地方創生臨時交付金の増額などを講じ、不十分ながらも自治体の財政運営への影響は抑えられた格好になり、総務省の令和2年度地方税収入決算見込額によりますと、大幅減収と見込まれた地方税収入の減収幅が縮小したことが明らかになっています。市の主要施策成果説明書や監査委員による審査意見書でも、税収については述べられているとおりです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の波が幾度となく押し寄せる中、市民の暮らし、経済、なりわいは市民から笑顔を奪い、暮らしに不安を与え、平川市の将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」とは真逆の現象となってしまいました。

市が掲げる第2次平川市長期総合プランの将来像の実現に向けた3つの基本目標に加え、第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度となることから、様々に予算計上がされていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の中、ひらかわドリームアリーナのオープニング記念事業、オリンピック・パラリンピック関連事業、そして平川ねぶたまつり、ひらかわフェスタ、台湾台中市との交流を契機としたインバウンド政策など、農業振興に関わる分野や商工観光分野などの事業は中止に追い込まれました。市民の命や暮らしを守る施策はどうだったのかということでもあります。

市は新型コロナウイルス感染症関連事業の実施を、専決処分などを通して次々と打ち立てました。中でも学校給食費無償化事業など、評価できる施策もありましたが、一過性のももあり、平川市民を励ます事業がどれだけあったのかは疑問として残ります。

プレミアム飲食・交通券発行事業は、当初の見込みより大きくずれ込み、需要のなさが露呈しました。この事業には、ジェンダー平等の視点が欠落していた結果ではないかと分析しています。もっと幅広い老若男女の視点を事業に盛り込むことが、最初から必要であったと思っています。

また、感染拡大の中でも新本庁舎建設事業や、各地域の集会施設の改築事業等は計画どおり行われ、令和2年度も、そのほかにも学校の改築改修など大型建設事業が進められてきました。

一般会計の市債17億7,698万6,000円、公債費が19億2,110万9,000円となり、このことから見ても、公債費の償還や基金の取崩しが、今後長期にわたることを懸念する次第です。

長引く感染症問題が今後も予想されることから、市民の命や暮らしに関わる予算の確保が、以前にも増して地方自治体の責務になっています。次の感染防止対策を万全に期

すことを申し添え、新型コロナウイルスの出現で危機にさらされた議案第96号令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定については見送らせていただきます。以上、反対討論とします。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、5番、工藤貴弘議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○5番（工藤貴弘議員） 私は、議案第96号令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論いたします。

一般会計決算は、歳入総額が221億5,971万9,000円、歳出総額が213億4,932万7,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、5億5,868万5,000円であり、うち5億円を財政調整基金へ組み入れています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、誰しものが生命の危機と経済の急激な減速に翻弄された1年となりました。その対策として編成した一般会計補正予算は17回を数え、国の特別定額給付金給付事業30億9,400万円のほか、地方創生臨時交付金を活用し、迅速な感染予防対策として、市内の小・中学校をはじめ全ての公共施設へ消毒資機材などの配備やサーマルカメラ設置、さらには、子育て世代にはかけがえのない事業として学校給食費無償化を実施しました。また、人流抑制による影響が顕著な飲食店、交通事業者などへの経済支援にも取り組んでいます。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる一方で、これらの事業は、コロナ禍で窮した市内事業者の経済活動と市民生活の維持に、大いに寄与したものと評価します。

新型コロナ対策以外においては、第2次平川市長期総合プランに掲げる7つの平川らしさと、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進により、平川市のまちづくりに取り組んでいます。その中でも特に人口減少対策において効果が現れております。

移住・定住対策と子育て支援を兼ね備えたすこやか住宅支援事業では、令和2年度には43世帯130人余りの方が平川市に転入されました。また、中学生までの子ども医療費給付事業の効果もあり、15歳以下や25歳以上の子育て世代では、転入者が転出者を上回るなど数字としても成果が見えております。

財政運営の観点から申し上げますと、投資事業においても新市建設計画に基づく新本庁舎建設事業や学校建設事業など、大型建設事業が続く中、財政健全化の指標である実質公債費比率や将来負担比率などの指標が、基準以下または数値なしとのことであり、将来にわたっても健全な財政運営が見込まれるものと認識しております。

今後とも健全な財政運営を継続するとともに、第2次平川市長期総合プランに掲げた将来像「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」の実現のため、そして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、コロナ禍の終息と地域経済の活性化、市民生活の安定に向け、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定に賛成します。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第96号令和2年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（桑田公憲議員） 起立多数です。

よって、議案第96号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第97号令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第97号令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染拡大で受診控えも見られた中での決算は、大変厳しい財政運営となりました。平成30年度から始まった財政運営の責任主体が県単位化に移行されてから、3年目の決算となります。

歳入決算額35億7,313万3,000円、歳出決算額35億2,649万5,000円、歳入歳出差引額4,663万8,000円が実質収支額となり、国民健康保険財政調整基金に4,600万円を積立てし、残額の63万8,000円を翌年度へ繰り越すものとなりました。

被保険者世帯数、人数、短期被保険者証の発行数、資格証明書発行数、保険証未更新世帯数などいつもながら安心して医療が受けられない実態が浮き彫りとなっています。皆保険制度の構造的問題を抱えた上、新型コロナウイルス出現で医療体制が脆弱であることが、さらに浮き彫りになってしまいました。真の社会保障制度の一環として、安心して平等に医療が受けられるよう、大幅な公費負担導入が求められています。

よって、議案第97号令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対して見送らせていただきます。以上、反対討論とします。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、1番、葛西勇人議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○1番（葛西勇人議員） 議案第97号令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本市の国民健康保険事業の令和2年度決算は、歳入においては、被保険者数が7,860人と、前年度より180人減少していることや、新型コロナウイルス感染症対策による減免などにより、国民健康保険税が7億4,556万2,267円と、前年度と比較して7,962万474円、9.6%減収になっているものの、収納状況については収納率が79%と、前年度より0.5ポイント増となっており、依然として県内10市の中でも高い収納率を維持しております。

一方、歳出においては、保険給付費が23億4,792万1,355円と歳出全体の7割近くを占めており、医療費は依然として大きな負担となっております。

そのような中において、本市においては、被保険者に対する健康増進事業や重症化予防事業を適正に実施するなどにより、健康寿命の延伸を促し医療費の抑制に努め、もって健全な国民健康保険事業の運営が行われております。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延して、経済への打撃は計り知れない

ものとなりましたが、当市としても被保険者の生活を守るため、傷病手当金の支給や、国保税の減免など速やかな対策を講じてまいりました。

確かに国民健康保険制度は、市町村在住の自営業、農業、会社を退職した方や無職の方を被保険者として運営されておりますが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重いなどの構造的な課題を抱えております。

しかしながら、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとに医療費水準や所得水準を分析し、それに応じた保険料負担の額を決定し交付することで、国民健康保険制度は安定的に運営されてきております。

また、市町村・都道府県が、引き続き予防・健康づくりをはじめとする医療費の抑制に取り組んでいくことなどから、課題は少しずつ解消していくものと考えます。

いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も厳しい事業運営が想定されますが、引き続き安心して医療が受けられるとともに、被保険者との相談機会を増やすことなどにより、保険税負担に十分配慮され、医療費の適正化対策、保健事業等をさらに推進することを要望して、賛成するものであります。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第97号令和2年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（桑田公憲議員） 起立多数です。

よって、議案第97号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第98号令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第98号令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

議案第98号は第7期の事業計画最終年度の決算となります。2000年4月から始まった介護保険制度はこの決算で20年を迎えました。

歳入決算額は38億6,825万7,000円、歳出決算額38億2,084万6,000円、歳入歳出差引額4,741万1,000円が実質収支額となります。4,700万円を介護保険財政調整基金に積立てをし、残額の41万1,000円を翌年度へ繰り越すという厳しい運営となっています。

みんなで支える老後の安心をと宣伝文句に始まった制度は、制度改正が繰り返されるたびに悪くなっていき高齢者を苦しめてきました。また、新型コロナウイルス感染症の危機が世界を覆い、平川市の介護現場にも深刻な影響をもたらした年度でもありました。

この決算は、これまで行われてきた制度改正の要支援サービスの切捨てや、要介護1、

2を特別養護老人ホームから排除し、増え続ける利用者負担を、低所得者からも1割負担を取り、さらに2割、3割負担の導入などの改悪を引き継いできました。

平成30年度からの第7期の事業計画からは、市町村が自立支援重度化防止に取り組み、要介護度が下がるなど成果を上げることを競わせ、点数化して、得点が多い市町村には交付金を多く配分する制度が始まりました。自立支援、重度化防止のための保険者機能強化推進交付金とし、今回の決算では555万円が国から入っています。また、介護予防健康づくり等に資する重点取組に配分される介護保険者努力支援交付金、これは643万9,000円の当市への配分となっております。

介護認定後、身体的機能が悪化し、再認定を申し入れたところ断られたケースも実際にあり、保険料あって介護なしの実態が浮き彫りになっています。高齢者の負担の限界を超えた高い介護保険料制度の利用は、要介護認定を受けた者だけで全国平均で18.5%、言い換えれば100人に18人、それ以外は掛け捨て保険料となっています。高齢化がピークを迎えようとしているこういう中で、危機的状況の介護保険制度は、さらなる改悪を許さない国庫負担増を求める運動が不可欠となっています。

権利としての社会保障としての視点から、介護保障とは何かをコロナ危機に直面した今だからこそ再構築をし、誰もが安心して必要な介護が受けられる制度へなるよう強く望むことから、議案第98号令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対しては見送ります。以上、反対討論とします。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、10番、山田忠利議員の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○10番（山田忠利議員） 議案第98号令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和2年度は、第7期介護保険・高齢者保健福祉計画の最終年度でございますが、介護を必要とする高齢者が増加する中、おおむね計画どおり保険料収入を確保し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、マスクや消毒液等の消耗品の購入費用助成など、感染拡大予防に関する様々な施策を実施することで、必要な介護サービス等の継続的な提供に努めていることがうかがえます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業や、包括的支援事業に積極的に取り組むとともに、将来にわたって、介護保険料の急激な増加を抑制するための財源として、介護保険財政調整基金を確保するなど、健全な財政運営に対する努力が認められます。

よって、本会計の決算の認定の件については、適正な予算執行が行われたものと評価し、賛成いたします。議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第98号令和2年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

委員長報告は、認定すべきであります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(桑田公憲議員) 起立多数です。

よって、議案第98号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第99号から議案第120号までの22件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

それでは、議案第99号から議案第120号までの22件についてを、一括採決します。

委員長報告は認定すべきであります。

ただいまの22件は、委員長報告のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの22件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第5、議員提出議案に入ります。

本日、誠心会会長の長内秀樹議員及び新生会会長の石田隆芳議員より、議員提出議案第3号が提出されました。

会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに審議いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は直ちに審議することに決定しました。

議員提出議案第3号令和3年産米価下落対策に係る意見書の提出についてを議題とし、提出者代表より、提案理由の説明を求めます。

長内秀樹議員、登壇願います。

(長内秀樹議員登壇)

○8番(長内秀樹議員) 議員提出議案第3号令和3年産米価下落対策に係る意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

生産者など、自らの経営判断による需要に応じた生産・販売を行う生産調整が行われる中、国は厳しい需給の見通しを踏まえ、令和3年産米では、全国で6.7万ヘクタールの過去最大規模の主食用米の作付面積削減を目指し、主食用米から飼料用米等へのさらなる転換を呼びかけてきました。その結果、本県では、対前年産比5%を上回る水準の主食用米の作付面積の削減となる見込みとなっています。

しかしながら、まだ終わりの見えないコロナ禍の影響により、業務用米をはじめとした外食向けの米の需要量が想定以上に減少し、全農青森県本部では、令和3年産米の仮渡金の概算金が、1等米60キログラム当たり、まっしぐらで8,000円、つがるロマンで8,200円の、いずれも対前比3,400円減と、県内の米の生産費を下回る水準まで引き下げました。

このような危機的状況から、今後、本年産の資金繰りや来年以降の営農継続に苦慮する農家が出てくるのが懸念されます。以上のことから、関係行政庁に、米価下落対策を強く要望するため、意見書を提出したいと思います。

議員の皆様におかれましては、趣旨を御理解いただきまして、本案に御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

令和3年9月24日、誠心会会長、長内秀樹。

(長内秀樹議員降壇)

○議長（桑田公憲議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 議員提出議案第3号令和3年産米価下落対策に係る意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました意見書について、会議規則第43条の規定により、字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第6、閉会中における議会運営委員会、常任委員会、議会広報特別委員会及び議会改革特別委員会の継続調査についてを議題とします。

初めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申出がありました。

また、各常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長より、委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報特別委員会委員長及

び議会改革特別委員会委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時16分 閉議及び閉会